

(学校評価の在り方を検討する研修会)

**平成27年度 文部科学省委託事業  
職業実践専門課程等を通じた専修学校の質保証・向上の推進  
「学校評価の充実」**

**一般社団法人神奈川県専修学校各種学校協会**

# 専門学校における学校評価のポイント

## ポイント確認のための主な文科省根拠資料

### 一 専修学校における学校評価ガイドライン

[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shougai/senshuu/1332632.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shougai/senshuu/1332632.htm)

### 一 学校評価を活かした専修学校の質保証・向上に向けて ～専修学校における学校評価実践の手引き～

[http://www.mext.go.jp/component/a\\_menu/education/detail/\\_icsFiles/afieldfile/2015/05/15/1356302\\_01.pdf](http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/afieldfile/2015/05/15/1356302_01.pdf)

### 一 「専修学校の専門課程における職業実践専門課程の認定に関する規程」に関する実施要項

[http://www.mext.go.jp/component/a\\_menu/education/detail/\\_icsFiles/afieldfile/2015/07/22/1339275\\_1.pdf](http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/afieldfile/2015/07/22/1339275_1.pdf)

# 専門学校における学校評価のポイント

## (参考資料)

### ポイント確認のための 全国専修学校各種学校総連合会資料

#### 一 全専各連「職業実践専門課程」指針

[http://www.zensenkaku.gr.jp/shokugyo\\_jissen\\_shishin/150708shokugyoujissen01\\_shishin.pdf](http://www.zensenkaku.gr.jp/shokugyo_jissen_shishin/150708shokugyoujissen01_shishin.pdf)

## **学校評価は法令(学校教育法)では、**

- **自己評価の実施・結果の公表は義務**
- **学校関係者評価の実施・結果の公表は努力義務**

## **職業実践専門課程では、**

- **自己評価の実施・結果の公表、学校関係者評価の実施・結果の公表も義務**

# 専門学校の学校評価の目的

- ① 学校評価を通じた組織的・継続的な教育活動等の改善
- ② 生徒・卒業生、関係業界等の地域のステークホルダーとの連携協力による特色ある専修学校づくりの推進

「専修学校における学校評価ガイドライン」より

**改善**

**質保証**

**説明責任**

# 専門学校の学校評価の形態

## 自己評価

各学校の教職員が、当該学校の理念・目標に照らして自らの教育活動について行う評価

## 学校関係者評価

生徒・卒業生、関係業界、専修学校団体・関係団体、中学校・高等学校、保護者、地域住民、所轄庁等の学校関係者により構成された評価委員会等が自己評価等の結果を基本として行う評価

## 第三者評価

学校から独立した第三者による評価基準に基づき、専門的・客観的立場から行う評価

# 学校評価の効果

「専修学校における学校評価ガイドライン」より

- **教育活動そのものの質の向上、学校運営の改善・強化**
- **学校の現状と課題を把握し、関係業界等との共通理解や信頼関係を深め、相互の連携・協働を促す**
- **専修学校の特色を活かし、社会に貢献する職業教育機関として発展する機会として捉える**
  - ①若者の職業的自立を巡る課題への対応
  - ②産業構造の変化に対応した社会人の学び直し機会の充実
  - ③グローバル化に対応した専門人材の育成 等々

# 自己評価の実施 (1/3)

校長のリーダーシップの下で教職員が参加して実施する

① 具体的かつ明確な学校の重点目標の設定

② 自己評価の評価項目・指標等の設定

- ・ ガイドラインの全てを網羅して取り組むことを求めている（「職業実践専門課程」網羅性を求める）
- ・ 必要な評価項目・指標等を設定（重点目標等に照らして適宜選択し、あるいはそれぞれの特色に応じて新たに追加）

③ 自己評価の実施、公表

- ・ 自己評価報告書の作成（簡潔かつ明瞭に記載）  
重点目標やその達成状況／取り組みの適切さ等の評価結果や分析／今後の改善方策 等

少なくとも毎年度1回は実施する



# 自己評価の実施 (2/3)

## 評価項目の定義

- ① 教育理念・目的・人材育成像
- ② 学校運営
- ③ 教育活動
- ④ 学修成果
- ⑤ 学生支援
- ⑥ 教育環境
- ⑦ 学生の受入れ募集
- ⑧ 財務
- ⑨ 法令等の遵守
- ⑩ 社会貢献・地域貢献
- ⑪ 国際交流（必要に応じて）

# 自己評価の実施 (3/3)

## 自己評価の評価主体・体制

- 校長のリーダーシップ
- 教職員全員の参加

目標・計画の共有と組織的な取組の必要性  
ex. 学校評価委員会などの組織化

## 評価結果をどのように改善につなげるかの取組が必要

- 「評価」のための「評価」にならないように
- 評価・改善方策の検討にも全教職員が参画
- 自校の課題や特色を共有することが重要

ex. 特に優先すべきテーマを設定する

関係するアンケート調査、各種統計を活用

## 学校評価は組織的活動

# 全専各連指針：自己評価（1/4）

## 学校評価ガイドラインの原則に従う

- － 重点目標及び達成の取組、それを踏まえた評価項目ごとの細項目や指標を設定し、評価項目ごとの評価を通じて、重点目標の達成状況や、重点目標を達成するための取組の適切性を検証・分析して評価する。

## 自己評価の学内実施体制の整備

- － 自己評価委員会に関する規定の制定

目的、職務、委員の構成、任期、会議の運営、評価の対象・項目、評価活動、評価結果の取りまとめ・活用及び宝報告・公表、学校関係者評価等との関係等を規定

- － 年度ごとの自己評価計画の策定

- － 自己評価委員会の構成

委員長（総括責任者）は校長又は校長に準ずる職の者

委員は教務及び事務その他学校の組織に応じた部門の責任者

各部門で評価活動に必要な者

（自己評価委員会等及び一連の評価活動の事務担当者も決めておく）

# 全専各連指針：自己評価（2/4）

**重点目標の設定は、教育活動その他学校運営の継続的な改善及び工夫等の基礎となるよう留意する**

- － **全教職員が主体的に評価活動に参画できるように具体的な目標であること**
- － **学校評価ガイドラインに掲げられた評価項目に関する目標であること**
- － **前年度の自己評価・学校関係者評価、改善方策、外部アンケート等に基づき、学校の特色・課題解決に向けた取組に関する目標であること**

**評価項目等の設定の留意点**

- － **全ての評価項目を網羅的に設定し、各評価項目や細項目ごとに必要な根拠資料に基づき自己評価を実施**

# 全専各連指針：自己評価（3/4）

## 重点目標及び評価の細項目の見直し

- － 毎年度、重点目標（特に短期的な取組事項）が変わることに対応する
- － 年度ごとに評価の細項目や指標等を見直す

## 根拠資料の活用及び更新・整理・管理

- － 必要な根拠資料を常に更新し、評価を開始する前に評価項目の順に体系的に整理しておく
- － 必要な外部アンケートを継続的かつ積極的に実施
- － 自己評価報告書の参考資料として適切に管理する

## 自己評価委員会の会議運営及び開催の議事録の作成・管理

- － 開催記録（開催日時、参加委員、議題、議論の概要）
- － 議事録（自己評価委員会の意見の整理）

# 全専各連指針：自己評価（4/4）

## 評価結果及び改善方策の取りまとめ

- 一 **自己評価結果及び改善方策を主体的に取りまとめ、自己評価報告書を作成する**

教育活動その他学校運営の状況及び課題

PDCAサイクルの機能による改善及び工夫の取組状況及び成果 等

- 一 **改善方策の区分整理**

- ・短期的な課題に対する改善及び工夫に係る取組
- ・中長期的な課題に対する改善及び工夫の成果が出るまでに時間を要する取組

## ホームページでの公表

- 一 **自己評価報告書をホームページ上に掲載し公表する**  
個人情報保護や法令、契約書等の内容・事項を順守  
根拠資料の一部を添付するなど、分かりやすさに配慮

# 学校関係者評価の実施

「専修学校における学校評価ガイドライン」より

- ・ 目的：

- ① 自己評価結果の客観性・透明性を高めること
- ② 専修学校と密接に関係する者の理解促進や連携協力による学校運営の改善を図ること

- ・ 手順：

- ① 学校関係者に対し、特に関わりのある重点目標、計画や、自己評価、今後の取り組み方針を説明
- ② 「学校関係者」自らが学校見学や、教職員・生徒やステークホルダーとなる関係業界・卒業生等と対話を行い、教育活動、学校運営に係る課題を共有する
- ③ 学校が行った自己評価の結果及び改善方策について評価する。今後の方向性に対する助言等を行う

# 全専各連指針：学校関係者評価 学校関係者評価委員会の設置

設置に向けた体制の整備・周知、評価委員との合意形成

- 一 基本方針、諸規定等を整備し、全教職員に周知する
- 一 評価委員には委員会の目的及び職務を十分説明する

評価委員会に係る最新の規定・文書の整備

- 一 評価委員会の設置に係る文書を適宜見直し整備する
  - ①学校関係者評価委員会の位置づけに係る諸規定、②法人の組織図、③評価委員承諾書、④学校関係者評価委員会規則、⑤評価委員名簿、⑥企業等評価委員の所属に係る概要資料、⑦企業等評価委員の選任理由 等

評価委員会の学校単位の設置の原則

- 一 原則として学校単位で評価委員会を設置する
  - cf. 例外：設置者が同一で、複数の学校にまたがる複数の学科に共通する評価委員会
  - cf. 専攻分野ごとに企業等評価委員を中心に組織する分科会を設置



# 学校関係者評価 学校関係者評価委員会の設置

学校評価委員会の構成（次のいずれかに属する者）

- ① 専門分野における業界関係者（就職先企業、施設等実習先、分野別の業界団体等）
- ② 卒業生（同窓会関係者、卒業後一定のキャリアを持つ人）
- ③ 保護者
- ④ 地域住民
- ⑤ 高等学校等の校長、進路指導担当者等
- ⑥ 学校運営に関する専門家（学校マネジメント、財務等の専門家）
- ⑦ 地域の地方公共団体等の関係者（専修学校主管部局・教育委員会・その他の関係部局）
- ⑧ 当該分野における評価の専門家（第三者評価機関の評価者等）

\*注：以下、①は企業等評価委員、⑤は高校等評価委員、⑥から⑧は専門家等評価委員という。

# 全専各連指針：学校関係者評価 学校評価委員の選任

評価委員の選任理由の明確化、任期、見直し

- 企業等評価委員は専攻分野について必要な知見・経験を有し、的確に検証・評価し、専門的な指導・助言を得られると客観的に認められる者を選任する
- 2年を目安とした評価委員の任期

評価委員会の構成員と人数、委員長

- 同一の専攻分野と認められる学科ごとに①企業等評価委員を1人以上
- ②卒業生評価委員1人以上、③保護者又は④地域住民評価委員1人以上、⑤高校等評価委員1人以上、⑥から⑧専門家等評価委員1人以上を選任する
- 評価委員の互選により委員長、副委員長を選出

# 全専各連指針：学校関係者評価 学校評価委員会の運営（1/2）

## 委員会活性化のための事前の取組

- － 事前の関連資料の配布・送付、可能な場合は説明

## 評価委員の代理出席の禁止の原則

## 欠席評価委員への事前の意見等の把握及び会議結果の報告

## 評価委員会の年間の開催回数（分科会の開催を含む）

- － 自己評価の取組みと一体的に進め、質保証・向上の機能を十分に発揮させるため、活動状況等を考慮して、年2回以上の委員会を開催

## 評価委員会の1回あたりの会議時間

- － 同一の専攻分野のみの学科を対象とする評価委員会で最低2時間を要とする

## 評価結果及び改善方策等の取りまとめ及び記録・公表

# 全専各連指針：学校関係者評価 学校評価委員会の運営 (2/2)

評価結果及び改善方策等の取りまとめ及び記録・公表

- 一 取りまとめは、委員長および副委員長が中心となり、  
評価委員会が主体的に行う
- 一 評価委員会の開催の議事録等の作成・管理
  - ・ 開催記録 (文部科学省が求める情報提供の資料として開催日時、  
参加委員、議題及び議論の概要を明記)
  - ・ 議事録 (個別の意見及び審議結果を記述)
- 一 学校関係者評価結果公開資料をホームページで公開
  - ・ 評価委員会で取りまとめた評価結果及び改善方策等
  - ・ 評価項目ごとに、具体的な改善及び工夫等に係る取組
  - ・ 次年度の自己評価で設定する重点目標及び評価指標に関する取組
  - ・ 次年度の学校関係者評価で継続的に検証・評価すべき取組
  - ・ 自己評価結果との対応関係が具体的に分かるように作成
- 一 教職員及び評価委員で共有する

# **全専各連指針：学校関係者評価 教育活動その他学校運営の改善及び工夫**

**評価委員会の改善方策等の取組や成果の可視化**

- － 実施した取組の内容、効果を資料として整理する**

**評価委員会の改善及び工夫等の取組や成果の公表、次年度の活動への活用**

(学校評価の在り方を検討する研修会)

**平成27年度 文部科学省委託事業  
職業実践専門課程等を通じた専修学校の質保証・向上の推進  
「学校評価の充実」**

**一般社団法人神奈川県専修学校各種学校協会**